令和６年度会費基準

１．普通会費（会員）

（1）全国団体

全国農業協同組合中央会	880,000円
全国農業協同組合連合会	
全国共済農業協同組合連合会	
農林中央金庫	
家の光協会	
日本農業新聞	
農協観光	
全国農業会議所	80,000円

（2）都道府県団体

都道府県	130,000円
（但し、近畿地区･･･220,000円）	
都道府県農業協同組合中央会［各連合会・全国連都道府県本部を含む］	130,000円
（但し、近畿地区･･･220,000円）	
その他農業団体	55,000円

（3）市町村団体

市町村会員	
・町村	30,000円
・市	40,000円
・政令都市	50,000円
単位ＪＡ会費＜正組合員戸数規模別＞	
・3,000戸未満	30,000円
・3,000～5,000戸未満	40,000円
・5,000～10,000戸未満	50,000円
・10,000～30,000戸未満	70,000円
・30,000～50,000戸未満	100,000円
・50,000戸以上	200,000円

（4）個人　11,000円

２．賛助会費（賛助会員）

（1）団体　50,000～300,000円

（2）個人（会友）　5,000円

注1.　単位ＪＡの会費基準は正組合員戸数規模別とするが、正准組合員の区分を用いないＪＡにあっては、議決権のある組合員戸数を基準とし、特別の事由がある場合は、運営会議の承認に基づき行うことができる。

2.　下半期以降に加入の場合は、半額とする。また、これ以外の特別の事由がある場合の減額は、運営会議の承認に基づき、行うことができることとする。

3.　納入期限を令和６年９月末日とする。但し、特別の事由がある場合は令和６年12月末日とする。

4.　広域合併ＪＡにおいて、合併前の旧ＪＡ単位での加入が継続される場合には従前の基準に基づく。